

幸せな森の風景をつくる

ー 森林美学から考える、人と森と暮らしをつなげる道（エトス）ー

森と木のクリエイター科 森林環境教育 上田 博文

1. 研究背景と目的

現代日本において、国土の約 3 分の 2 を占める森林は、深刻な「存在論的危機」に直面している。気候変動や生物多様性保全といった要請に対し、森林は炭素吸収量などの「定量的な数値」で測られる一方、実体としての林業は低迷し、所有者不明土地問題という構造的な課題を抱えている。

この状況は、単なる経済的・行政的な不備ではない。明治期の地租改正以降、それまでの共同体的な「入会（いりあい）」という重層的な関わりから、近代的な「排他的所有権」へと制度が移行した際、森林と人間との間にあった感性的な繋がりが断たれ、単なる管理の対象へと純化されていた歴史的過程の延長線上にある。

本研究は、19 世紀ドイツでハインリッヒ・フォン・ザーリッシュが体系化した「森林美学（Forstästhetik）」の思想を再考し、分断された「森の身体（土地）」と「森の魂（信仰）」を再び結び直すため、単なる管理手法（Doing）の議論を超えた新たな「在り方（Being）」を探求することを目的とする。

2. 森林美学の系譜と変遷

(1) ザーリッシュによる体系化とドイツでの展開

1885 年、ザーリッシュは著書『森林美学』において、林業を単なる木材生産技術に留めず、経済的経営と美的形式が一つに溶け合う「林業芸術（Forestry Art）」として定義した。当時、ドイツでは「土地純収益説」という複利計算に基づく効率至上主義が支配的であり、森林は画一的な「木材生産工場」へと変貌していた。ザーリッシュはこれに対し、「真の経済合理性は美学と矛盾しない」ことを証明しようとした。



写真：H・フォン・ザーリッシュと著書『森林美学』

その後、この思想はアルフレッド・メーラーの「恒

続林思想」へと継承され、森林を一つの「有機体」として捉える生態学的視点へと深化したが、ナチス政権下でのプロパガンダに利用されるという歴史的トラウマも経験した。2000 年代以降、ヴィルヘルム・シュテルブは、数値化できない「人間の魂との関係」に焦点を当てた新たな森林美学（Waldästhetik）を提唱し、現代的な再定義を行っている。

(2) 日本における受容と変容

日本において森林美学は、明治期に本多静六らによって導入されたが、それは当初から「都市計画・公園造営」の技術として受容された。結果として、景勝地をデザインする「造園技術」として矮小化される一方で、一般の素材生産林からは美学の視点が消失し、「経済と美」は完全に分断された。平成期に入り、筒井迪夫らによる「森林文化論」の提唱を経て、林政の場でも「精神的豊かさ」が語られるようになったが、実際の経営や施業に実装するための具体的な技術体系や倫理的指針は、依然として未確立なままである。

3. 「ケア・利他・歓び」による森林美学の新解釈

本研究では、ザーリッシュの思想を現代的に蘇生させるため、「ケア」「利他」「歓び」という三つの柱による再構築を提示する。これは、森林への関わりを効率的な「やり方（Doing）」から、森林と共にある「生き方（Living）」への転換を目指すものである。

(1) ケア (Care) / 技術的誠実さ：ケアとは、「他者の大切にしているものを共に大切にする営み」である。森林におけるケアは、対象を「資源の在庫」ではなく、主体性を持った生命圏として捉えることから始まる。ザーリッシュが実践した「ポステル間伐」や樹木治療は、森林が自律的に回復できない「傷」に対し、管理者がその本質的な生存を「共に大切にする」技術的誠実さの体現であった。

(2) 利他 (Altruism) / 社会的誠実さ：利他とは、自己の外にある他者を対等な権利主体として引き受ける「理性の能動的な作用」である。森林の美を維持することは、地域住民に対し、その土地に根を下ろして生きる尊厳 (Quality of Life) を保証する「社会的責任」の実践となる。ザーリッシュが説いた「森林の美は民衆を定住させる」という視点は、美学を地域共同体の

崩壊を防ぐための装置として位置づけている。

(3) 歓び(Freude)/存在論的誠実さ：歓びとは、美を「客観的な真実」として認め、その秩序に主体的に参加する充足感である。労働を単なる苦役ではなく、森の生命プロセスへの「創造的関与」へと転換することで、管理者は森の美しさに深く接触し、生命の躍動を自らの喜びとする。この「歓び」こそが、人と森を根源的な次元で結びつける信頼の絆となる。

4. 森林管理のパラダイムシフト

(1) 近代的所有権の限界と「人格化」

現代日本の森林における最大のアポリアは、細分化された所有権が生む「アンチ・コモンズの悲劇」である。多数の権利者が拒否権を持つことで、誰一人として資源を活用できず荒廃が進むこの膠着状態を打破するためには、「所有から人格へ」の転換が必要である。

ニュージーランドの「テ・ウレウエラ法」は、森林そのものに法的人格を認め、土地が「自らを所有する」状態を創出した。日本においても、特定の流域や森林区画を「生態系法人（森林法人）」として組織し、散逸した権利を森林という主体において再統合する法的枠組みを提案する。これはアニミズムや「鎮守の森」といった日本の伝統的な自然観とも親和性が高い。

(2) 「管理」から「互酬性（交歓）」へ

森林を人格として捉え直すとき、人間との関わりは一方的な「管理」から、対等な関係に基づく「互酬性」へと変化する。マルセル・モースの「贈与論」に倣えば、森林からの恵み（水、景観等）を受け取る人間には、それに対する「返礼の義務」が生じる。

ロビン・ウォール・キマラーが提唱する「名誉ある収穫」の手順は、人間が森林の「消費者」から「ケアテイカー（世話人）」へ変貌するための具体的な作法を示している。それは、森林整備を生活の糧を得るための「手段としての労働」から、美しさを共有する「交歓（Communion）」へと刷新するプロセスである。

5. 制度設計と政策提言

理論的転回を現実の社会に実装するため、以下の三点を提言する。

(1) 「森林法人(Eco-Juridical Person)」の創設

所有者不明土地問題の抜本的解決策として、特定の森林区画に法的人格を認め、人間が「後見人（守り人）」として森林の最善の利益のために意思決定を行う特別法の制定を提案する。

(2) 森林環境譲与税の「互酬的」再配分

現行の「人口割」配分による都市部への偏重を是正し、税を「都市住民から森林への返礼（返礼

の経済）」として再定義する。森林法人や保全 NPO に対し、管理面積や生態学的貢献度に応じてダイレクトに配分する仕組みへと転換すべきである。

(3) 「財産区 2.0」への進化

歴史的に継承されてきた「総有」の精神を持つ財産区を、現代的な「守護のプラットフォーム」として再起動する。これを法人格のプロトタイプとし、公的資金（譲与税）と民間セクター（企業の長期守護契約など）の集約拠点として活用する。

6. 郡上市明宝小川と石徹白での実践

理論検証のため、岐阜県郡上市の二つの集落でフィールドワークを実施した。明宝小川地区では、トンネル開通により利便性が向上した一方で、小学校が閉校していた。これは、インフラ整備による利便性の向上（Doing）が、必ずしも地域の精神の維持に繋がらない事例と考える。対照的に、石徹白地区では、住民たちが不便さを受け入れつつ「小学校の存続」を最優先に決断し、小水力発電の導入などを通じて「この地で生き続ける（Being）」という強い意志を示し、現在では移住者が増加している。

石徹白においては、古民家再生に伴う庭園改修に携わった。石畳を敷き、植栽を施す具体的な体験は、人と自然と地域の「定性的な関係性」を編み直すプロセスであった。この実践を通じ、2026年4月より石徹白への移住を決意するに至った。

7. 結び：22世紀の「鎮守の森」へ

近代化の過程で日本人は、「森の身体（土地）」と「森の魂（信仰）」の両方を喪失した。地租改正による入会地の解体と、神社合祀による信仰の場の破壊は、人間と森林の生きた繋がりを断絶させた。

今、私たちがすべきことは、森林に本来の権利を返し、感謝と手入れ（ケア）によって「ハウ（霊的な力）」が循環する関係性を取り戻すことである。本研究が提示した「所有から人格へ」「管理から交歓へ」という転換は、単なる新しい制度の構築ではなく、近代化の過程で失った「森と人間が対等な生命として響き合う感覚」を呼び覚まし、権利が錯綜し荒廃した「不幸な山林」を、再び人々が集い、ケアし、ケアされる22世紀の「鎮守の森」へ再生させる試みである。

ゲーテが「生命の黄金の木は緑」と説いたように、理屈よりも、その根底にある「人を愛するように森を愛する」という精神は、次の世代へと受け継がれていく。森の美しさを守ろうとする「在り方（Being）」こそが、未来の人々への最も深い愛の証であり、幸せな森の風景をつくる「道（エトス）」となるのである。